

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月11日（火）午後2時10分から午後3時39分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 樫市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について

日程第4 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議 長

ただ今から令和6年第6回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員2名の計11名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、7番仁科義弘委員、8番平野耕平委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第7号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第7号についてご説明いたします。

整理番号は8でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は430㎡です。

本件は売買による農地取得で、二人の関係は親戚関係です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

また、この農地は、この後の5条申請、整理番号7の申請地と隣接する農地となっており、整理番号7の申請地は譲受人の甥が住宅建築のために転用を行うものであり、住宅建築に伴う造成にあたり、隣接する農地への影響等も踏まえ、叔父にあたる譲受人が当該農地を取得することに至ったとのことです。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。譲渡人と譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと判断します。

以上です。

議 長 　　ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第7号、整理番号8は許可と決定します。

事務局 　　続きまして、整理番号16について事務局より説明をお願いします。
整理番号は、16でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さん外1名です。

申請地は1筆、地目は田、面積は1904㎡です。

本件は売買による農地取得で、両者の関係は親戚関係などではありません。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま

す。

議 長 　　事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 　　申請地は●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

譲受人と思われる方が水を入れて田植えの準備をしています。譲渡人が今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

議 長 　　ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

● 番 　　譲受人は町外の人だが耕作できるのか。譲渡人と関係があるのか。

事務局 　　耕作できない場合は管理すると聞いています。仕事上関係がある方です。

議 長 　　その他、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第7号、整理番号16は許可と決定し

ます。

事務局

続きまして、整理番号17について事務局より説明をお願いします。

整理番号は、17でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は212㎡です。

本件は売買による農地取得で、お二人は親戚関係です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

この隣で譲受人が畑をしており、今回の農地を譲り受けることで、1枚の畑になり譲受人の畑が使いやすくなるということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第7号、整理番号17は許可と決定します。

続きまして、議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第8号についてご説明いたします。

整理番号は7でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆で、地目は田、面積は400㎡です。

お二人の関係は家族です。

今回、譲受人が個人住宅の建築を目的に申請が行われました。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分には擁壁を設置し、隣接地へ土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、敷地内に集水桝を設置し、既設水路に接続します。

生活排水については、公共下水道へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明してください。

事務局

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は個人住宅の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議 長 　ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

● 番 　進入路が個人所有であるなら、下水を通すことが後々問題にならないように気をつけてほしい。

議 長 　その他、質問、意見等はございませんか。

（質問、意見なし）

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、議案第8号、整理番号7は許可と決定します。

続きまして、整理番号9から12について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　整理番号は、9から12でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

整理番号9は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は田、面積は719㎡です。

整理番号10は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は田、面積は776㎡です。

整理番号11は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畑、面積は23㎡です。

整理番号12は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は田、面積は625㎡です。

今回、譲受人が建売住宅の建築を目的に申請が行われました。

以上です。

議 長 　事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 　申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分には擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路を設け、既存水路へ放流します。

生活排水については、下水道へ接続し、処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議 長
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明してください。

農地の区分は、第2種及び第3種農地と判断しております。

転用目的は住宅建設であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議 長

ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

● 番

譲渡人のうち、●●さんが以前農地を取得した際に営農計画書等を提出してもらっている。その農地が耕作されているか確認してほしい。

● 番

取得して何年経っているのか。

● 番

以前の農地取得の際に事務局が耕作状況を確認して報告することになっていたが、していない。

● 番

農地として取得しておいて転用するのはだめだ。5条申請ならいいが。

議 長

水に浸かりやすいため、転用目的が住宅の場合は注意が必要だ。

今回は継続審議にして調査結果を確認することにします。

続きまして、整理番号13から15について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は13から15でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び賃貸借に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

整理番号13は、借受人●●●●さん、貸渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、2筆、地目は田、面積は合計で1,755㎡です。

整理番号14は、借受人●●●●さん、貸渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は田、面積は1,039㎡です。

整理番号15は、借受人●●●●さん、貸渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は田、面積は1,

258㎡です。

今回、借受人が商業サービス施設の建築を目的に申請が行われました。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、私の担当地区なので、私から説明します。

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分には擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、設置する敷地内側溝を経由し南側道路側溝へ放流します。

生活排水については、下水道へ接続し、処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風の影響については、四方がほぼ道路又は宅地ですので、影響はないと判断します。

以上です。

続いて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明してください。

事務局

農地の区分は、第2種及び第3種農地と判断しております。

転用目的は商業サービス施設の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

● 番

敷地から出る際に右折は危険なので、右折禁止にできないか。

事務局

開発申請の際に建設班と協議すると思います。

議長

その他、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号13から15は許可と決定します。

以上をもちまして、令和6年第6回総会を閉会いたします。